

（第一面）

届出書

## 記入例 （共同住宅の場合）

大阪市長 殿

大阪市への提出日を記入してください

平成29年 4月 1日

元号表記の場合は、元号を必ず記入してください

確認申請の建築主と  
一致させてください。

届出者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
届出者の氏名又は名称  
代表者の氏名

大阪市北区中之島1-3-20  
大阪市役所不動産株式会社  
代表取締役 大阪太郎

代表  
者印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項前段又は同法附則第3条第2項前段の規定による届出をします。この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

### 【届出の別】

- 法第19条第1項前段の規定による届出  
 法附則第3条第2項前段の規定による届出

住宅の場合（全て）・非住宅及び複合建築物  
で下記以外の場合はチェックしてください。

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	
年 月 日	
第 号	
係員印	

非住宅及び複合建築物で平成29年4月1日  
時点で存在していた建築物の増改築で、特定  
増改築の場合にチェックしてください。

計画通知(国等が建築主)の場合は第一面の様式が異なります(様式第二十四となります)

(第二面)

確認申請の建築主と一致させてください。

【1. 建築主】

- 【イ. 氏名のフリガナ】 オオサカシヤクシヨフドウサンカブシキガイシャ ダイヒョウトリシマリヤク オオサカタロウ  
【ロ. 氏名】 大阪市役所不動産株式会社 代表取締役 大阪太郎  
【ハ. 郵便番号】 530-8201  
【ニ. 住所】 大阪市北区中之島1-3-20  
【ホ. 電話番号】 06-6208-0000

【2. 代理人】

- 【イ. 氏名】 ○○ ○○  
【ロ. 勤務先】 株式会社 ○○建築設計事務所  
【ハ. 郵便番号】 530-0005  
【ニ. 住所】 大阪市北区中之島1-3-20  
【ホ. 電話番号】 06-6208-0000

委任状の代理人と一致させてください。

【3. 設計者】

- 【イ. 氏名】  
【ロ. 勤務先】  
【ハ. 郵便番号】 【2. 代理人と同じ】  
【ニ. 住所】  
【ホ. 電話番号】

確認申請の設計者と一致させてください。

【4. 備考】

カシヨウ テツキンコンクリート ソウキョウドウジヨウタク  
(仮称) 鉄筋コンクリート造共同住宅

建築物の名称又は工事名（確認申請書第二面と同じ）を記載してください。

建築主又は設計者がそれぞれ2者以上の場合は、第二面は代表となる建築主又は設計者について記入し、別紙に他の建築主又は設計者について記入して添えてください。

建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】	大阪市北区〇〇町1丁目〇番		
【2. 敷地面積】	500	m <sup>2</sup>	
【3. 建築面積】	250	m <sup>2</sup>	}
【4. 延べ面積】	750	m <sup>2</sup>	
【5. 建築物の階数】	(地上)	3階	(地下) 階
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物		
【7. 建築物の住戸の数】	建築物全体 10戸		
【8. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築		
【9. 建築物の床面積】	(床面積)	(開放部分を除いた部分)	
【イ. 新築】	(750m <sup>2</sup> )	(750m <sup>2</sup> )	
【ロ. 増築】	全体 ( )		
	増築部分 ( )		
【ハ. 改築】	全体 ( )		
	改築部分 ( )		
【10. 構造】	鉄筋コンクリート造 一部		
【11. 法附則第3条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 竣工年月日    年    月    日		
【12. 基準省令附則第2条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 認定を受けた所管行政庁の名称 ( )		
【13. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 竣工年月日    年    月    日    竣工		
【14. 該当する地域の区分】	6地域		
【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】			
1. 外壁、窓等を通して建築物の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射減衰係数を算出する			
<input type="checkbox"/> 外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射減衰係数を算出する			
<input type="checkbox"/> 外壁、窓等を通して建築物の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射減衰係数を算出する			
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果			

届出対象となる建築物一棟のみの面積を記載してください。  
 また、増改築の場合は当該建築物の既存部分も含めた全体の面積を記載してください。

別棟増築の場合は「新築」です

複合建築物(住宅+非住宅)の場合は、こちらにチェックしてください。

必ず記載してください

常時外気に解放された開口部の面積の割合が1/20以上を有する空間を除くことができますが、図面及び求積図での説明が必要です。

H29.4.1に現存する建築物で特定増改築を行う場合は有にチェックし、既存建築物の竣工年月日を記載してください。

竣工年月日を記載する場合は日付が確認できる資料(検査済証の写しなど)を添付してください。

大阪市は全域6地域です。

一戸建ての住宅のみ記載が必要な項目です。それ以外の場合は記入しないでください。

H28.4.1に現存する建築物で基準の緩和の適用を受ける場合は有にチェックし、既存建築物の竣工年月日を記載してください。

□基準対象外

2. 一次エネルギー消費量に関する事項

(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分

□基準省令第1条第1項第1号イの基準 □基準省令第1条第1項第1号ロの基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ( )

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

(

(2) 住宅又は複合建築物の住宅部分

■基準一次エネルギー消費量 926.0 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 876.0 GJ/年

BEI ( 0.94 )

□一次エネルギー消費量に関する仕様基準

共用部分 基準一次エネルギー消費量 (

共用部分 設計一次エネルギー消費量 ( GJ/年)

第四面別紙Cの値を転記してください。

第四面別紙Aの値を転記してください。

第四面別紙Bの値を転記してください。

(3) 複合建築物

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ( )

【16. 工事着手予定年月日】平成29年 4月22日

【17. 工事完了予定年月日】平成29年12月31日

【18. 備考

「2. 一次エネルギー消費量に関する事項」の記入項目は次の通りです。

・住宅 (2)のみ

・複合建築物(住宅+非住宅の場合)

① 非住宅部分及び住宅部分のそれぞれで基準適合とする場合 (1)及び(2)

② 非住宅部分及び住宅部分の合算により基準適合とする場合 (3)のみ

・増改築の場合で、面積按分で建物全体のBEIを算出した場合は、増改築部分のBEIを記載してください。(例：増築部分のBEI=0.9)

・増改築で建物全体では基準に適合しない場合、増改築に係る部分の一次エネルギー消費量に関する事項を記入してください。

(第四面)

[住戸に関する事項] (別紙の通り)

【1. 住戸の番号】	
【2. 住戸の存する階】	階
【3. 専用部分の床面積】	m <sup>2</sup>
【4. 住戸のエネルギー消費性能】	
1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項	
<input type="checkbox"/> 外皮平均熱貫流率	W/(m <sup>2</sup> ・K) (基準値 W/(m <sup>2</sup> ・K))
<input type="checkbox"/> 冷房期の平均日射熱取得率	(基準値 )
<input type="checkbox"/> 外壁、	
<input type="checkbox"/> 国土交	( )
<input type="checkbox"/> 基準対象外	
2. 一次エネルギー消費量に関する事項	
<input type="checkbox"/> 基準一次エネルギー消費量	GJ/年
<input type="checkbox"/> 設計一次エネルギー消費量	GJ/年
<input type="checkbox"/> BEI ( )	
<input type="checkbox"/> 一次エネルギー消費量に関する仕様基準	
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果	( )

第四面を提出し、第四面別紙を添付する場合は記入してください。

共同住宅等の場合は第四面別紙を添付してください。

第二面 【4. 備考】と同じ名称を記入してください。

る事項(届出書/認定申請書様式)別紙1【集計】

物件概要			
物件名	(仮称)鉄筋コンクリート造共同住宅		
建築物の住戸の数	10 戸	該当する地域の区分	6

大阪市は全域6です

住戸数は自動計算されます

一次エネルギー消費量 集計表					
	設計一次エネルギー消費量 [GJ/年]	基準一次エネルギー消費量 [GJ/年]	設計一次エネルギー消費量 (その他除く) [GJ/年]	基準一次エネルギー消費量 (その他除く) [GJ/年]	BEI
① 住戸部分合計	816.0	816.0	680.0	680.0	0.95
② 住宅の共用部 (ゲストルーム等)					
③ 住宅の共用部	60.0	70.0	60.0	70.0	
④ 非住宅部分					
合計 (①~④)	876.0	926.0	700.0	750.0	0.94

共用部等についても、合計と合計(その他抜き)の両方の入力が必要です。(BEI算出のため)

②~④は他の計算結果を参照のうえ、手入力してください。(①とBEIは自動計算されます。)

自動計算されますので、入力不要です。

(以下参考)

届出書第三面転記用

(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 □基準省令...イの基準 □基準省令...ロの基準 基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 BEI ( )	複合建築物の場合で、非住宅部分をモデル建物法で計算した場合のBEIm				
(2) 住宅又は複合建築物の住宅部分 基準一次エネルギー消費量 926.0 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 876.0 GJ/年 BEI ( 0.94 )	<table border="1"> <tr> <th>外皮基準</th> <th>一次エネ基準</th> </tr> <tr> <td>適合</td> <td>適合</td> </tr> </table>	外皮基準	一次エネ基準	適合	適合
外皮基準		一次エネ基準			
適合	適合				
(3) 複合建築物 基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 BEI ( )					

第三面の所定欄にこのまま転記してください。(位置関係も第三面と同じになっていますので参考にしてください)

外皮基準適合戸数	10 戸	基準値	$U_A = 0.87$	$\eta_{AC} = 2.8$
----------	------	-----	--------------	-------------------

	【1. 住戸の番号】	【2. 住戸の存する階】	【3. 専用部分の床面積】	外皮平均熱貫流率	冷房期の平均日射熱取得率	設計一次エネルギー消費量	基準一次エネルギー消費量	BEI
		[階]	[m <sup>2</sup> ]	[W/(m <sup>2</sup> ·K)]	[-]	[GJ/年]	[GJ/年]	
BEI 代表住戸	202	2	50.00	0.66	2.4	76.0	82.0	0.91
BEI 最大住戸	101	1	70.00	0.87	2.6	90.0	91.0	0.99

自動計算されますので、入力不要です。

住戸に関する事項(届出書/認定申請書様式)別紙2【住戸一覧】

※行の削除は行わず、印刷範囲で調整してください。

①住宅部分

※ $U_A$ 、 $\eta_{AC}$ 、BEIの最大値は赤字で強調表示されます。

No	タイプ名	【1. 住戸の番号】	【2. 住戸の存する階】 [階]	【3. 専用部分の床面積】 [m <sup>2</sup> ]	【4. 住戸のエネルギー消費性能】									
					1. 外壁、窓等を通しての熱損失の防止に関する事			2. 一次エネルギー消費量に関する事項						
					外皮平均熱貫流率( $U_A$ ) [W/m <sup>2</sup> ・K]	冷房期の平均日射熱取得率( $\eta_{AC}$ ) [-]	判定	設計一次エネルギー消費量 [GJ/年]	基準一次エネルギー消費量 [GJ/年]	設計一次エネルギー消費量 (その他除く) [GJ/年]	基準一次エネルギー消費量 (その他除く) [GJ/年]	BEI		
1	A	101	1	70.00	0.87	2.6	○	① 90.0	② 91.0	③ 70.0	④ 71.0	0.99	最大	
2	B	102	1	50.00	0.68	2.2	○	76.0	82.0	60.0	66.0	0.91	代表	
3	B	103	1	50.00	0.68	2.2	○	76.0	82.0	60.0	66.0	0.91	代表	
4	B	104	1	50.00	0.68	2.2	○	76.0	82.0	60.0	66.0	0.91	代表	
5	A	105	1	70.00	0.87	2.6	○	90.0	91.0	70.0	71.0	0.99	最大	
6	C	201	2	70.00	0.86	2.8	○	90.0	91.0	70.0	71.0	0.99	最大	
7	D	202	2	50.00	0.66	2.4	○	76.0	82.0	60.0	66.0	0.91	代表	
8	D	203	2	50.00	0.66	2.4	○	76.0	82.0	60.0	66.0	0.91	代表	
9	D	204	2	50.00	0.66	2.4	○	76.0	82.0	60.0	66.0	0.91	代表	
10	C	205	2	70.00	0.86	2.8	○	90.0	91.0	70.0	71.0	0.99	最大	
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
30														
31														
32														
33														
34														
35														
36														
37														
38														
39														
40														
41														
42														
43														
44														
45														
46														
47														
48														
49														
50														

・ 1住戸あたり1行です。(複数住戸をまとめることはできません)  
 ・ 【1. 住戸の番号】の入力は必須です。  
 ・ 色付きのセルに入力してください。  
 ・ 行の追加・削除を行わず、印刷範囲で調整してください。  
 ・ 500戸を超え行を増やす場合は自己責任で行ってください。(シート保護パスワードはかけていません。数式もコピーしないと正常に動作しませんので注意してください。)  
 ・ 住戸以外の入力はできません。(H29より300m<sup>2</sup>以下の非住宅部分を住戸とみなす規定は廃止されました。非住宅部分は別途非住宅の計算を行ってください。)  
 ・ この様式は参考様式です。各住戸の一覧表(この用紙)及び外皮基準適合戸数、BEIが最大及び代表(中央値)となる住戸の情報(住戸の番号・住戸の存する階・専用部分の床面積・外皮平均熱貫流率・冷房期の平均日射熱取得率・設計一次エネルギー消費量・基準一次エネルギー消費量及びBEI)が明確になっていればこれ以外の様式も使用可能です。

建築物エネルギー消費性能基準 [H28年4月以降]  
一次エネルギー消費量計算結果(住宅)

1. 住宅/住宅(タイプ)の設計一次エネルギー消費量等

(1)住宅/住戸(タイプ)の名称(建て方)	テスト邸(共同住宅)			
(2)床面積	主たる居室 29.81m <sup>2</sup>	その他の居室 51.34m <sup>2</sup>	非居室 38.93m <sup>2</sup>	計 120.08m <sup>2</sup>
(3)地域の区分/年間日射地域区分	6地域			*****
(4)一次エネルギー消費量(1戸当り)	設計一次エネルギー[MJ]		基準一次エネルギー[MJ]	
	暖房設備	13935	15616	
	冷房設備	6036	4005	
	換気設備	4583	4542	
	給湯設備	23686	25091	
	照明設備	10855	10763	
	その他の設備	21241	21241	
	太陽光発電等による削減量	—	—	
	合計	80336	81256	
(5)参考値 *一次エネルギー換算の値	発電量(コージェネレーション)	—	—	
	発電量(太陽光発電)	—	—	
	売電量	—	—	
(6)判定	一次エネルギー消費量[GJ/(戸・年)]	① 80.4	② 81.3	
	結果	達成		
(7)BEI	一次エネルギー消費量(その他除く)[GJ/(戸・年)]	③ 59.1	④ 60.1	
	BEI	0.99		

本計算結果は、当該住宅が建設される地域区分及び設計内容に、一定の生活スケジュールに基づく設備機器の運転条件等を想定し計算されたもので、実際の運用に伴うエネルギー消費量とは異なります。